

## 給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（納付書）の記載例

納付書には、納付する税額のほか、その月の給与等の支払を受ける人の数や給与等の支払額などを記載することになっています。

この納付書は3枚1組の複写式になっていますが、納付するときは切り離さずに最寄りの金融機関や所轄の税務署の窓口へ提出してください。

なお、納期の特例の承認を受けている源泉徴収義務者の場合には、この記載例の「納期特例分」の納付書を使用し、これ以外の源泉徴収義務者の場合には、「一般分」の納付書を使用してください。

（注）給与等の支給人員が常時10人未満である源泉徴収義務者については、給与等や退職所得等、税理士等の報酬・料金について源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税を年2回（7月と翌年1月）にまとめて納付する納期の特例の承認を受けることができます（詳しくは3ページを参照してください。）。

### <納付する税額がない場合>

納付する税額がない場合であっても、所得税徴収高計算書（納付書）を所轄の税務署に提出する必要があります（この場合の所得税徴収高計算書データについても、e-Taxにより送信することができます。）。

なお、令和7年1月から、所得税徴収高計算書（納付書）の写しに収受日付印の押なつを行わないこととしていますので、所得税徴収高計算書（納付書）の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。詳しい情報は、国税庁ホームページ「令和7年1月からの申告書等の控えへの収受日付印の押なつについて」【<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/onatsu/index.htm>】をご確認ください。

### ◎ 令和8年9月下旬以降の所得税徴収高計算書（納付書）の様式変更

令和8年9月下旬以降に税務署の窓口で配付する所得税徴収高計算書（納付書）について、様式変更（A4三つ折りサイズ程度の複写式からA4サイズの単票式への変更等）を予定しています。

なお、所得税徴収高計算書（納付書）の現行様式（複写式）については、令和10年9月頃まで使用することができる予定です。

所得税徴収高計算書（納付書）の様式変更については、国税庁ホームページ「所得税徴収高計算書（納付書）の記載のしかた」

【<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/keisansho/01.htm>】をご覧ください。



### 〔設例〕納期の特例の承認を受けている源泉徴収義務者の場合

「納期等の区分」欄に記入した期間内における各月ごとの実人員の合計数	最初と最後の支払年月	納付する税額の合計額
最初と最後の支払年月	最初と最後の支払年月	納付する税額の合計額
法人の役員の職務に対して支払った賞与について記載します。	法人の役員の職務に対して支払った賞与について記載します。	法人の役員の職務に対して支払った賞与について記載します。
令和8年1月から6月までに支払った俸給・給料等の合計額とその税額	令和8年6月25日に支払った使用人分の賞与とその税額	令和8年1月から6月までに支払った税理士報酬の合計額とその税額

源泉所得税及び復興特別所得税は、e-Taxを利用して納付（キャッシュレス納付）できます。

詳しくは、32ページ及び33ページをご覧ください。

